

生駒市規則第29号

生駒市市民サービスコーナー規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月26日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市市民サービスコーナー規則の一部を改正する規則

生駒市市民サービスコーナー規則（平成8年10月生駒市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表生駒市図書会館市民サービスコーナーの項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（生駒市公印規則の一部改正）

2 生駒市公印規則（平成9年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表の専用公印の表中

「 7 の 3	市長印	てん書	縦横 21mm	<table border="1"><tr><td>生 駒 市 長 之 印</td></tr><tr><td>市民課専用 4</td></tr></table>	生 駒 市 長 之 印	市民課専用 4	生 駒 市 図 書 会 館 市 民 サ 一 ビ ス コ 一 ナ 一 に お い て 处 理 す る 戸 籍 、 住 民 基 本 台 帳 及 び 印 鑑 登 錄 に 関 す る 証 明 事 務	市民課長 」 を
生 駒 市 長 之 印								
市民課専用 4								

「

7 の 3	削除
-------	----

」に

改める。